**令和６年度 スタートアップ・ファイナンス支援業務　公募型プロポーザル実施要領**

令和６年４月26日

静岡市 経済局 商工部 産業政策課

１　業務の目的

 スタートアップの成長を促進するためには、スタートアップの財務基盤を強化するための資金供給リソースが必要であるが、その中心的な役割を担う投資家、ＶＣ（ベンチャーキャピタル）等が地域で不足している状況である。また、本市のスタートアップ施策においては、スタートアップと地域との共創による社会課題解決促進を重点的に展開することから、社会課題解決の担い手の事業成長の下支えや、インパクト投融資の呼び込みが必要となる。

静岡市内において、スタートアップが成長できる環境を構築するために、多様な投資家・ＶＣとのネットワークを強化し、地域に積極的に誘引するとともに、社会課題解決に取り組むスタートアップの持続的成長につながる支援スキームの開発等により、スタートアップの資金調達の円滑化及びエコシステムの形成を図る。

２　業務の概要

（１）業務名

　　　　令和６年度　経商産政委第９号　スタートアップ・ファイナンス支援業務

（２）業務内容

　　　　別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務期間

　　　　契約締結日から令和７年３月21日まで

（４）見積上限額

　　　　7,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を見積金額の上限とする。

　　　　※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

　　　　※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

　　　　※ 上限額を超えた者は失格とする。

３　参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年４月１日施行）による入札参加停止の期間中でない　　こと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。

（４）静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に掲げる暴力団員等、同条第２号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（５）スタートアップの資金調達支援の業務実績及びＶＣ・ＣＶＣ等の投資機関とのネットワークを有し、仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。ただし、仕様書の一部業務において再委託することも可能とする。

４　実施スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 期　　間 | 注意事項 |
| 公募開始（実施要領等の公開） | 令和６年４月26日（金） | 産業政策課ホームページ上で公開します。 |
| 質問受付期間 | ４月26日（金）から５月７日（火）正午まで | 質問票【様式４】を提出※詳細は「５」記載のとおり |
| 企画提案書の提出（提出書類等一式） | ５月27日（月）午後５時まで | 専用フォームから提出※詳細は「６」記載のとおり |
| 書類審査結果の通知（実施した場合） | ６月４日（火）午後５時まで | ※詳細は「８（１）」記載のとおり |
| ヒアリング審査 | ６月11日（火） | ※詳細は「８（２）」記載のとおり |
| 審査結果の通知 | ６月12日（水）中 | ヒアリング審査の参加者に電話及び書面にて通知します（書面は後日送付） |

　　※　審査結果等についての問合せには回答しない。

　　※　最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

５　質問受付及び回答方法について

　　　本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式４】に記載の上、以下ＵＲＬから提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

　　　＜URL＞　<https://logoform.jp/form/79j2/569737>

（１）受付期間

　　　　令和６年４月26日（金）から**５月７日（火）正午まで**

（２）回答方法

　　　　回答を作成し、令和６年５月10日（金）午後５時までにホームページに掲載する。

６　提出書類等

（１）提出書類

①参加申込書【様式１】

②会社概要書【様式２】

③受託実績報告書【様式３】

④履歴事項全部証明書

⑤貸借対照表、損益計算書（直近３年分）

⑥納税証明書（直近３か月以内のもの）

　　　・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

　　　・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

　　⑦企画提案書　※詳細は「７」記載のとおり

⑧参考見積書（様式任意）

　　　・内訳を記載すること。

　　　・見積上限額7,000,000円（税込）を超えないこと。

（２）提出期限

　　　　**令和６年５月27日（月）午後５時まで**

（３）提出方法

　　　　上記（１）①～⑧の提出書類については、以下ＵＲＬから提出すること。

＜URL＞<https://logoform.jp/form/79j2/569722>

７　企画提案書について

（１）企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「審査基準（別紙）」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

（２）書式等

①　スライドサイズはＡ４（横）または16:9、データ形式は.pdfまたは.pptxとすること。

　　②　企画提案書のページ数に制限はないが、ヒアリング審査での説明時間（15分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。

　　③　企画提案書のデータサイズは、モニター投影に支障のない範囲で軽量化し、10MB以下とすること。

④　企画提案書は、テキスト及び画像で構成すること。なお、ヒアリング審査において、企画提案書の内容を補完するために動画や操作デモを使用することを認めるが、資料提出段階においては、該当ページはテキスト及び画面キャプチャ等で示し、主旨が分かるようにすること。

（３）その他留意事項

　　①　参考見積書記載の金額の増額は不可能であることを了承の上、提案すること。

　　②　専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。

　　③　企画提案書の提出は、**１者につき１提案**とすること。

　　④　プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずし

も提案内容に沿って実施するものではありません。

８　審査及び審査項目について

（１）書類審査について

①　プロポーザル参加者が４者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が３者以下の場合は書類審査を省略し、ヒアリング審査のみ実施する。

　　②　書類審査の実施結果等については、令和６年６月４日（火）午後５時までに通知する。

（２）ヒアリング審査について

　　①開催日

　　　　**令和６年６月11日（火）**（詳細な時間は、別途通知する。）

　　②開催場所

　　　　静岡市役所 清水庁舎５階 53会議室（静岡市清水区旭町６番８号）

　　　　※ご案内しますので、清水庁舎５階 産業政策課へお声かけください。

　　③審査方法等

　　　ア　市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

　　　イ　審査は、添付の「審査基準」に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで１位の評価を多く受けた者を選定する。１位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで選定する。

　　　ウ　提案者が１者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が７割未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

　　　エ　審査会は非公開とする。

　　④説明方法等

　　　ア　参加者は３名以内とする。

　　　イ　説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。また、企画提案書の内容を補完するために、動画や操作デモを利用することを認める。

なお、モニター（端子はHDMI）は静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。参加者が接続可能なWi-Fiはないため、インターネット接続が必要な場合は自前でルーター等を用意すること。

ウ　説明時間については**15分以内**、その後の質疑応答は10分程度とする。

　　　エ　ヒアリング内容は非公開とする。

　　　オ　オンラインでの説明も可能とする。

（３）審査結果

　　①審査結果の通知

　　　　審査後速やかに、参加者全員に通知する。

　　②審査結果の公表

　　　　参加者名及び審査結果については、公開することができることとする。

９　失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

（１）提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

（２）ヒアリング審査に参加しなかった場合

（３）審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

（４）その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10　その他

（１）提出書類等は返却しない。

（２）提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（３）提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。

（４）提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。

（５）提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

（６）提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年４月１日条例第４号）第７条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11　問合せ

　　 〒424-8701　静岡市清水区旭町６番８号（清水庁舎５階）

静岡市 経済局 商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

　　　　　　　　Tel 054-354-2313

　　　　　　　　E-mail sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

　スタートアップ・ファイナンス支援業務　審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 倍率 | 点数 |
| 基本事項 | ①事業コンセプト | ・事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。 | ５点 | ×２ | 10点 |
| ②類似事業実績 | ・類似業務の実績などから、業務を円滑に行うことが見込めるか。 | ５点 | ×１ | ５点 |
| 業務内容等 | ③財務アドバイス　・資金調達支援 | ・対象者や実施手法が適切か・アドバイザーや支援者に適切な者を充てているか。 | ５点 | ×２ | 10点 |
| ④ＶＣ等の呼び込みに向けた制度の構築・運営 | ・スタートアップの資金調達機会の増加につながる内容となっているか。・多種多様なVC等の投資機関の呼び込みができるか。 | ５点 | ×３ | 15点 |
| ⑤本市の資金調達支援策への提言 | ・本市スタートアップ施策との相乗効果を見込めるか。・インパクトスタートアップに対するファイナンス支援として有効か。 | ５点 | ×３ | 15点 |
| ⑥ＶＣ等とのミートアップ機会の提供 | ・対象者や参加者、実施手法が適切か・参加スタートアップの掘り起こしや募集方法が適切か。 | ５点 | ×１ | ５点 |
| ⑦勉強会の開催 | ・参加スタートアップの学びや実際の資金調達につながる内容となっているか。・市内企業がスタートアップ投資に関して適切な学びを得て興味を持つ機会となっているか。 | ５点 | ×１ | ５点 |
| ⑧情報発信 | ・情報発信の方法が効果的かつ適切か・参加者の掘り起こしや募集方法が適切か。 | ５点 | ×２ | 10点 |
| 体制等評価 | ⑨ネットワーク | ・VC等の投資機関とのネットワークがあるか。・地域内外の企業・関係者との連携により効果的な事業実施が行えるか。 | ５点 | ×３ | 15点 |
| ⑩実施体制 | ・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力・実績を持つ人員が、配置されているか。・提案内容を実現できるスケジュールが提示されているか。 | ５点 | ×２ | 10点 |
| 合計 | 100点 |